

保育所等施設整備事業者選定 審査項目

審査項目のうち、非該当項目が1つ以上ある場合は、失格とする。

※ 「1 事業内容」の②～⑤ 及び 「5 近隣対応」の①～②については、それぞれ項目のいずれか1つ以上に該当する場合は、該当“○”とする

該当
○×

1 事業内容	
① 保育所等整備交付金 または 認定こども園整備交付金の活用ができる事業である	
② 整備施設が主要な建物（園舎）であり、昭和56年5月31日以前に建設され、かつ、耐震強度の不足が明らかである（耐震診断未実施を含む）	
③ 整備施設が主要な建物（園舎）であり、令和4年4月1日時点で築35年以上経過している	
④ 保育の供給量が不足している または 待機児童があるエリアにおいて、保育定員の拡充を図る整備 ※ 不足状況については、[資料1] 地域別 児童数推計（量の見込み）をご確認ください	
⑤ 災害や地盤変動等により、安全性の確保の観点から、緊急的に対応する必要がある	
⑥ 直近の大規模修繕（補助）から10年以上経過している	
⑦ 事業区分「大規模修繕」に該当する場合、補助対象経費が500万円以上である（事業区分が「大規模修繕」以外の場合は、該当“○”とする）	
2 申込資格	
① 佐世保市内で保育所等を設置・運営している 社会福祉法人、学校法人 または 市内での運営実績が10年以上（認可外保育事業所としての期間も含む）ある法人	
② 幼稚園の場合、認定こども園への移行を目的としたものである	
③ 建物を所有している または 整備した建物を所有する見込みである	
④ 行政指導監査結果について、文書指導事項がない または 文書指導事項があったが改善されている	
⑤ 整備計画・規模に応じた必要な資力、信用があること（自己資金を全く見込んでいない計画は、該当なし“×”とする）	
⑥ 建設用地や移転用地、仮設用地等の用地が、自己所有である または 確実に確保できる（賃貸借、地上権設定含む）見込みがある	
⑦ 市税（法人税及び給与から差し引いた法人職員の市民税）の滞納がない ※ 法人税が非課税の場合は、非課税となっていることが証明できる書類を提出してください。	
⑧ その他、本市が不相当と認める事由を有しない	
3 整備スケジュール、利用定員数	
① 2か年事業の場合は、本市との事前の協議を経ていること（単年度事業の場合は、該当“○”とする）	
② 整備後、利用定員を減とする見込みである場合は、本市と事前に協議していること（利用定員を減じない場合は、該当“○”とする）	

4 建物及び用地	
① 都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法令の規定に適合し、必要な許認可を受けることができる見込みである	
② 仮園舎及び整備施設について、法令等に定める基準を満たすものである	
③ 借地に創設・移設する場合、賃借料の負担が、保育所等の運営に支障を及ぼす恐れがない（私有地の場合は、該当“○”とする）	
④ 借地の場合、要件緩和に係る条件 ^(※1) を満たしている（私有地の場合は、該当“○”とする）	
⑤ 予定地の主要部分が、警戒区域等 ^(※2) に含まれる場合、関係機関に相談し、建設できる見込みである（警戒区域等に含まれない場合は、該当“○”とする）	

5 近隣対応	
① 【移設の場合】応募時点で自治会または周辺住民に対し、募集要項の規定に従い適切な説明を行っており、同意・多数の賛意が得られる見込みがある（記録等を提出してください）	
② 【移設以外の場合】今後、近隣住民及び町内会に対し、募集要項の規定に従い、適切な説明を行う予定である	
③ 事業計画について近隣住民多数の賛意が得られる見込みがある（苦情等の内容記録 及び ヒアリング等により判断いたします）	

※1 「要件緩和に係る条件」：平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号通知
「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」

※2 「警戒区域等」：災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水想定区域、土砂災害警戒区域

2 配点審査

保育所等施設整備事業者選定 審査項目

保育所等施設整備事業者選定 審査項目

※ 実績を確認する項目については、現在実施していない場合であっても、施設整備に伴い実施する予定である場合は、加点する

耐震性能、老朽度（増築, 改築, 増改築, 大規模修繕）

		配点	得点
1 耐震性能、老朽度			
①	整備施設が旧耐震基準（S56.5.31以前に建設）の建物であり、Is値0.3未満 かつ 耐震補強未実施である	16	
②	整備施設が旧耐震基準（S56.5.31以前に建設）の建物であり、Is値0.3以上 0.6未満 かつ 耐震補強未実施である	14	
③	整備施設が旧耐震基準（S56.5.31以前に建設）の建物で、Is値0.6以上 または 耐震診断未実施 かつ 耐震補強未実施である	12	
④	①～③のいずれにも該当しない整備施設であり、築年数が40年以上（鉄骨造・木造）または50年以上（鉄筋コンクリート造）である	10	
⑤	①～④のいずれにも該当しない整備施設であり、鉄筋コンクリート造で築年数40年以上である	8	
⑥	防災対策（いわゆるイエローゾーンに立地する施設が、当地で改築 または 大規模修繕を行うものであり、災害に対するハード面での強化が必要となる場合）に係る整備	1	

利用定員の増員予定（創設, 増築, 増改築）

※ 定員の不足が見込まれる計画地域（※1）または 前年度10月1日時点で待機児童が発生している計画地域（※1）に限る

2 0歳児			
①	15人以上 増員	10	
②	10～14人 増員	9	
③	5～9人 増員	8	
3 1～2歳児			
①	15人以上 増員	7	
②	10～14人 増員	6	
③	5～9人 増員	5	
4 3～5歳児（保育定員）			
①	10人以上 増員	4	
②	5～9人 増員	3	

運営について ※ 前年度実績が項目内容を満たしている場合は、加点する

5 保育士、看護師等の確保			
①	施設型給付費の人件費分を超えて、独自に年間を通して直接保育に従事できる者を加配している（市補助金を活用している人数を除く）	2	
6 保育士等の処遇、人材育成			
①	職員のキャリアパス要件を整備する研修受講の促進など、資質向上に向けた取り組みを実施している	1	
②	処遇改善加算Ⅰ及びⅡを導入している	1	
7 苦情に対応するための体制整備			
①	苦情受付担当者 及び 苦情解決責任者を任命している（両者が同一人でないこと）	1	
②	第三者委員を設置している（法人の役員ではないこと）	1	

8 自己評価、第三者評価		
① 自己評価を実施し、その結果を公表している	1	
② 第三者評価を実施し、その結果を公表している	1	
9 多様なサービスの展開など		
① 延長保育を実施（夕方1時間以上）	1	
② 一時預かりを実施（一般型 または 幼稚園型 自主事業を含む）	1	
③ 障がい児受け入れを実施	2	
④ 医療的ケア児の入所希望があった場合の積極的な受け入れを実施	2	
⑤ 休日保育の実施	1	
⑥ 特別保育・子育て支援等の専用室を設置	1	
⑦ 保護者対応や育児相談のための専用室を設置	1	
10 地域との連携、交流		
① 地域交流（世代間交流、地域での交流行事等）の実施	1	
② 近隣小学校との交流の実施	1	

資金計画

11 資金計画など		
① 経理事務が適正に行われている（直近の指導監査 または 提出書類により確認）	1	
12 財務状況		
① 前々年度のサービス活動収支決算において、収益率が10.0%以下であり、かつ、サービス活動増減差額が3,914,400円以下である（保育士確保緊急対策事業と同要件）	2	

建物及び用地

13 建物及び用地（評価項目）		
① 従事者の休憩室及び更衣室が設けられる計画である（増築の場合は、既存施設で不足している室のみで可）	2	
② 送迎等により近隣に迷惑をかけることがないように配慮された計画である	1	
③ 日照や砂塵、植栽、調理室からの臭気について、近隣に配慮された計画である	1	
④ 事故防止のセンサーやカメラの設置、防犯カメラの設置など、事故防止・防犯への配慮がなされている	1	
⑤ 地域との交流に係るスペースを設置する、有事の際に地域へ開放することを前提とした防災設備を設置する計画がある	1	
⑥ 移転の場合、施設の主要部分が警戒区域等 ^{※2} から、当該区域外に移転する整備計画である	3	

※1 「計画地域」：「佐世保市都市計画マスタープラン」で設定する佐世保中央、相浦、東部、日宇、中北部、北部の6地域
不足状況については、[資料1] 地域別 児童数推計（量の見込み）をご確認ください <※令和3年10月1日における待機児童はなし>

※2 「警戒区域等」：災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水想定区域、土砂災害警戒区域